

# 使用料改定のお知らせ

## 令和8年4月1日から

### 桜の苑の火葬場使用料を改定します。

鳥取県西部広域行政管理組合営桜の苑の使用料は、平成29年度の改定以降金額を据え置いてきましたが、高齢社会の進展等に伴う火葬件数の増加及び近年の物価上昇等による施設運営費の上昇が見込まれることから、持続可能な施設運営と利用される方の負担の適正化を図るため、**令和8年4月1日から料金を改定**することとなりました。

利用者の皆さまにはご負担をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

区 分			単 位	使 用 料 (改定後)			
				圏域内居住者(*)		圏域外居住者	
				改定前	改定後	改定前	改定後
火 葬	死体	大人	1 体	12,000 円	18,000 円	49,000 円	73,500 円
		小人	1 体	7,000 円	10,500 円	29,000 円	43,500 円
	死産児		1 胎	4,000 円	6,000 円	21,000 円	31,500 円
	改葬遺骸		1 体	3,000 円	4,500 円	18,000 円	27,000 円
霊安室	死体	24 時間		15,200 円	22,000 円	25,400 円	38,000 円
	死産児			7,100 円	10,500 円	12,200 円	18,000 円

\* 「圏域内居住者」とは、死亡時の住所が米子市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町のいずれかであった方です。

他の区分につきましては、鳥取県西部広域行政管理組合ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

#### 【お問い合わせ先】

- 鳥取県西部広域行政管理組合 施設管理課  
米子市安倍 213 番地  
TEL (0859) 29-5124
- 桜の苑  
米子市長砂町 1066 番地  
TEL (0859) 35-3344